自治会・町内会の法人化

認可地縁団体制度ハンドブック

(令和5年5月一部改訂版)

【認可地縁団体制度の見直しについて】

令和3年5月の地方自治法の一部改正により、認可の条件として不動産等の保有を前提としない ものに見直しされました(施行日は令和3年11月26日)。

令和5年4月 認可地縁団体の合併に関する規定が新設されました。

泉佐野市

目次

Ι	制度	度の概要	
	1	地縁による団体とは・・・・・・・・・3	
	2	地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的・・・・・・・3	
	3	認可地縁団体になることのメリットと義務・・・・・・・・4	
Ι	認可	可申請の手続き	
	1	申請できる団体・・・・・・・・・5	
	2	認可の要件・・・・・・・・・5	
	3	認可手続きの流れ・・・・・・・・・・・・6	
	4	認可申請に必要な書類・・・・・・・・・・・6	
Ш	認可	可地縁団体設立後にまず行う手続き	
	1	認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・9	
	2	認可地縁団体の告示事項証明書の交付手続き・・・・・・10	
	3	不動産等の登記・・・・・・・・・1 1	
	4	税関係の手続き・・・・・・・・・・11	
IV	' 認可後の地縁団体の運営		
	1	認可地縁団体の性質を理解する・・・・・・・・1 1	
	2	認可地縁団体にかかる納税の義務・・・・・・・・12	
٧	認可	可地縁団体の各種変更に伴う手続き	
	1	規約の変更手続き・・・・・・・・・1 4	
	2	代表者の変更の手続き・・・・・・・・・1 4	
	3	告示事項(代表者以外)の変更の手続き・・・・・・・17	
	4	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度・・・・1 7	
VI	認可	可の取り消しと解散	
	1	認可の取り消し・・・・・・・・・・2 1	
	2	認可地縁団体の解散・・・・・・・・・・21	
•梼	美式!	集、記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・25~64	
•参	参考》	法令 地方自治法及び地方自治法施行規則 抜粋・・・・6 5~77	

I 制度の概要

1 地縁による団体とは

「地縁(ちえん)による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定区域に住む住民の自主性により組織された自治会や町内会などのことを指します。

2 地縁による団体の法的位置づけと認可制度の目的

地縁による団体は、法律上は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

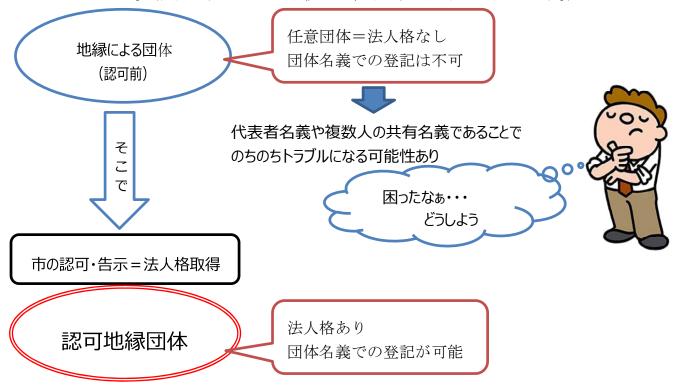
このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民の複数人名義」で不動産登記を行うほかなく、資産管理の面で以下のような様々な問題が生じる恐れがありました。

(資産管理上の問題例)

- 名義人の一人が自治会を退会したが、変更手続きに応じてくれない。
- ・名義人の債権者により、不動産を差し押さえされてしまった。
- ・名義人の死亡後、相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、<u>市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、</u>団体名義での資産登記ができるようになりました。この法人格を得た地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

※なお、法人格ではありますが、株式会社やNPO法人などとは異なり、法務局への法人登記はできません。(法人登記にかわる手続きが、市の認可・告示になります。)



3 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として自治会や町内会が法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることになります。その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会の義務化や書類の適正な備え付け、各種変更の際の事務手続きなどが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や、納税の義務が明確化されます。必ず、自治会や町内会の皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

(1) メリット

- ・法律上の「任意団体」であるときに比べて、明確な「法人組織」であることから、活動や 組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ・法律行為の主体として、法人名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。(会員個人の資産と、法人の資産が明確に分けて管理されるようになります)
- ・会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人 に継続されます。(任意団体の場合は、万が一、財産登記上の名義人がお亡くなりになっ た場合には、任意団体の保有する財産は名義人の遺族に相続となってしまい、その後の財 産管理が煩雑になります)
- ・実質的に自治会や町内会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所 在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、市役所に申請して一定期間公示 することで、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。

(2)義務

- ・年1回の通常総会の開催が義務化されます。
- ・常にその年の最新版の資産目録を1月から3月までの間に作成し、法人の主たる事務所に 備え付けなければなりません。また、常に最新版の構成員(会員)名簿に更新し、主たる 事務所に備え付けなければなりません。
- 特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・納税の義務が明確化されます。
- ・地方自治法に沿った適正な運営が必須になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらか じめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかりま す。

(任意団体のようなフットワークの軽さはありません)

- ・代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度市役所への届け 出や認証申請を行い、告示を受ける必要があります。
- ・破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。
- ・認可地縁団体の告示事項証明書(法人登記簿に代わるもの)は、関係者に限らずだれでも 取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

Ⅱ 認可申請の手続き

1 申請できる団体

申請できる団体は、区域の全住民が加入することができる自治会や町内会等に限られます。以下のようなケースは、申請することができません。

(申請できない例)

例	申請対象外となる理由
スポーツ団体、文化活動団体、 市民活動団体、ボランティア活動団体など	特定の活動を目的とした団体で、地域活動を円滑に行 うための地縁による団体ではないため
青年会や婦人会、老人会、商店 会、営農組織など	住所以外に <u>性別や年齢、職業などが加入の要件</u> となる 団体で、地縁による団体ではないため
マンションの管理組合など	<u>区分所有者であることが加入の要件</u> となり、住民全員 が加入することができない団体であるため

2 認可の要件

以下の4項目が認可の要件です。 認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、 認可取り消しとなるのでご注意ください。

項目	要件
①目的	一般的な自治会・町内会活動として、住民相互の連絡、環境の整備、防災・
	防犯、集会施設の管理など、 <u>良好な地域社会の維持、形成のための地域的な</u>
	共同活動を目的とし、実際に行っていること。
	※スポーツや文化活動など、特定の分野を目的とした活動は該当しません。
② 区域	<u>自治会・町内会の区域が客観的に明らか</u> で、この区域で <u>相当の期間にわたっ</u>
	て存続していること。
	※他の自治会と区域が重なったり、境界が不明瞭であってはいけません。
③構成員	区域内の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の住民が加入して
	<u>いる</u> こと。
	※年齢、性別等を問わず、その区域内に居住するすべての個人が対象ですの
	で、世帯単位ではなく、個人名での構成員名簿が必要になります。
	※相当数の住民とは、一般的にその区域の全住民の過半数を指します。
④規約	法に定める事項をすべて含む規約を定めていること。
	⇒詳細は次ページの「4-(2)規約」の項目を参照

3 認可手続きの流れ

(1) 事前準備(申請者)

- ・自治会、町内会で法人化の申請の是非について話し合います。
- ・団体名義にする不動産等の所有者の把握、名義変更の同意の取得などを行います。
- ・市役所自治振興課に相談したうえで、規約案などを作成します。

(2)総会の開催(申請者)

・現在の規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。

※役員会や班長会等の省略された会議での議決は無効です。必ず総会での議決が必要です。

議決が必要な案件	総会に必要な書類
①規約の制定(もしくは改正)	認可地縁団体の規約案(もしくは改正案)
②認可申請することの議決	
③代表者の選出	
④構成員の確定	構成員名簿(自治会・町内会会員名簿など)
⑤保有する (予定) 資産の確定	保有(予定)資産目録 (※)

※資産を保有または保有予定の場合のみ

(3)申請(申請者)

- ・申請書類を作成します。 ⇒ 詳細は以下の「4 認可申請に必要な書類」を参照
- ・すべて揃ったら、市役所自治振興課に提出します。

(4)審査(市役所)

・提出書類の確認及び認可要件の審査を実施します。

(5) 認可·告示(市役所)

- ・市長による認可の告示を実施します。
- ・あわせて、認可地縁団体台帳に新たな団体として登録し、団体代表者に認可された旨の通知をします。これにより法人格の取得が完了し、認可地縁団体が成立します。

4 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書・・・1部

・申請人は代表者になります。 ⇒詳細は、25ページの記載例を参照

(2) 規約…1部

- ・規約は、地方自治法に定める以下の事項がすべて含まれた規約であることが必要です。
- 規約の名称について制限はありません。「○○町会会則」などの名称で構いません。

必須項目	内容
------	----

①目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動を目 的に定めていること。
②名称	団体の正式名称を記載。
③区域	客観的に明確であること。住所地番などのほか、河川や道路 等による記載も可能。
④事務所の所在地	団体事務所の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」といった表記も可能。
⑤構成員の資格に 関する事項	区域内に居住するすべての個人が加入可能で、その他の加入 条件を設けていないこと。
⑥代表者に関する 事項	代表者1名の設置とその職務を定めていること。代表者名称 は「会長」などの表記が可能。
⑦会議に関する事 項	通常総会や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること。
⑧資産に関する事 項	団体が保有する(予定)資産の構成と管理方法を定めていること。

⇒詳細は26~37ページの「規約例と作成上の留意事項」を参照

(3)総会議事録の写し・・・1部

- ・以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名(又は記名)・押印が必要です。⇒詳細は、38ページの記載例を参照
 - ①認可申請することの承認
 - ②代表者の選出(申請書に記載の代表者が選出されていること)
 - ③新規約の承認
 - ④構成員の確定

(4) それぞれ1部

- ・構成員(会員)全員の住所、氏名を記載した名簿が必要です。
 - ※世帯単位ではなく、個人名での名簿になります。⇒39ページの様式例を参照
 - ※区域内の全住民のうち過半数が構成員(会員)になっていることが必要です。
 - ※名簿は、既存の町会会員名簿(個人名での名簿に限ります)があれば、それで代用 可能です。
 - ※日付は申請日もしくはそれ以前の日付になります。
- ・区域図は、自治会・町内会の区域が明確にわかる地図であれば、特段の指定はありません。

(5) 保有資産目録または保有予定資産目録・・・該当するものをそれぞれ1部

⇒申請時点ですでに保有している資産がある場合は「保有資産目録」を、保有を予定している場合は「保有予定資産目録」が必要です。ともに該当する場合(資産を保有していて、かつ新たな資産を保有する予定がある場合)は、両方の目録が必要です。⇒詳細は、40~41ページの記載例を参照※日付は申請日もしくはそれ以前の日付になります。

※資産を保有または保有予定の場合のみ

(6) 前年度の事業報告書、決算書・・・1部

・直近の総会資料などで作成した、自治会・町内会の事業報告書と決算書で構いません。

(7) 地縁による団体の代表者の承諾書・・・1部

・申請書に記載の代表者が署名してください。⇒詳細は、42ページの記載例を参照 ※日付は申請日もしくはそれ以前の日付になります。

(8) 代理人の有無・・・1部

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。
- ・地方自治法第260条の8による代理人および、第260条の10による特別代理人が 選任されている場合は、「有」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。それ 以外の場合は「無」を選択してください。

(9) 代表者の職務趣向停止の有無、職務代行者選任の有無・・・1部

- ・申請書に記載の代表者が署名又は記名してください。
- ・裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が 選任されている場合は、それぞれ「有」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してく ださい。それ以外の場合は「無」を選択してください。
 - ⇒詳細は、44ページの記載例を参照

Ⅲ 認可地縁団体設立後にまず行う手続き

1 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体は、団体名義での法人印の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

認可地縁団体の印鑑登録証明書はこんな時に必要になります!

(例1) 不動産の登記手続き (変更登記、表示登記、保存登記など)

(例2) 認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など



(1) 認可地縁団体の新規印鑑登録について

(※代表者以外の方が手続きする場合のみ)

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地縁団体印鑑登録申請書→45ページの様式を参	【いつまでに】
照 ②認可地縁団体の印鑑(今回新規に登録する自治会・	いつでも必要なときに
町内会の印鑑)	【だれが】
※以下の印鑑は登録できません。	代表者(もしくは委任状をも
・ゴム印等の変形しやすいもの	った代理人)
・印影の大きさが 8mm 四方より小さいもの	【どこで、お問い合わせ先】
・印影の大きさが 30mm 四方より大きいもの	泉佐野市役所 自治振興課
・印影を鮮明に表しにくいもの	(☎ 072−463−1212)
・その他適当でないもの	
③代表者個人の登録印鑑(個人の登録実印)	
④代表者個人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内の	
もの) 1 通	
⑤窓口にお見えになる方ご本人が確認できる身分証明書	
※運転免許証など写真付きのもの(写真付きのものをお	
持ちでない場合は、泉佐野市役所 自治振興課 までお	
問い合わせください。)	
⑥委任状(様式任意)	

(2) 認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付手続き

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書	【いつまでに】
⇒47ページの様式を参照	(1)の手続き後、いつでも
②認可地縁団体の印鑑(登録済み自治会・町内会の印鑑)	必要なときに
③交付手数料600円/1通につき	【だれが】
④窓口にお見えになる方ご本人が確認できる身分証明書	代表者(もしくは委任状をも
※運転免許証など写真付きのもの	った代理人)
⑤委任状(様式任意)	【どこで、お問い合わせ先】
(※代表者以外の方が手続きする場合のみ)	泉佐野市役所 自治振興課
	(22-463-1212)

2 認可地縁団体の告示事項証明書の交付手続き

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書 (地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。不動産の登記等や銀行口座の 開設などで必要になる場合があります。

	手続きに必要なもの	手続き先など
窓	①認可地緣団体告示事項証明書交付請求書	【いつまでに】
	⇒50ページの様式を参照	いつでも必要になったときに
で	②交付手数料600円/1通につき	【だれが】
0	※発行手続きに時間を要しますので、	どなたでも
請	できるだけ事前に電話等で、団体名と	【どこで、お問い合わせ先】
求	交付部数をお知らせください。	泉佐野市役所 自治振興課
	以下をすべて同封のうえ、右記の請求先に送付。	(23 072-463-1212)
	①認可地緣団体告示事項証明書交付請求書	
	⇒50ページの様式を参照	【郵送の場合の請求先】
五7	②交付手数料 600 円×通数分を現金書留または定	〒598-8550
郵送	額小為替で。 (必ずお釣りのないように)	泉佐野市市場東1丁目1番1
で	③証明書の送付先宛名を記入した返信用封筒	号
0	④返信に必要な料金分の切手(貼らずに同封)	泉佐野市役所 自治振興課
請	※証明書1通につき重さは 20g 程度ですが、請求	
求	する地縁団体によって証明書の枚数が異なりま	
	す。また同封いただく封筒の紙質によっても重さ	
	が異なります。余裕をもった金額の切手を同封してください。(未使用となった切手は証明書と一緒	
	に返却します)	
	<u> </u>	<u>l</u>

3 不動産等の登記

不動産を新しく登記する場合や、団体名義に変更する場合には、法務局(大阪法務局岸和田支局)での手続きが必要です。

登記に際しては、主に以下の書類が必要になりますが、登記の種類によってはこの限りではありませんので、必ず事前に手続きの詳細とあわせて下記までお問い合わせください。

- ・認可地縁団体の印鑑登録証明書(自治振興課で取得)
- ・認可地縁団体の告示事項証明書(自治振興課で取得)
- ・固定資産評価証明書(登録免許税算出のため。泉佐野市役所税務課で取得)
- ・そのほか、法務局が定める書類
- ・認可地縁団体の登録印鑑
- · 登録免許税

大阪法務局岸和田支局 岸和田市上野町東24番10号2072-438-6501

4 税関係の手続き

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きは、収益事業を行う場合と行わない場合によって異なってきます。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。また、どういった事業が収益事業に該当するかについては、12ページIV-2を参照してください。

手続き先・問い合わせ先	収益事業を行わない	収益事業を行う
泉佐野税務署 泉佐野市日根野 3683-1 072-462-3471	不要	・法人設立の届出・収益事業開始の届出
泉南府税事務所	・法人設立の届出(認可	・法人設立の届出(認可から
岸和田市野田町3丁目13-2	から 1 か月以内に)	1 か月以内に)
072-439-3601	・不動産取得税の申告 (不動産登記後に)	・不動産取得税の申告(不動 産登記後に)
泉佐野市役所 税務課 072-463-1212	・法人設立の届出(認可から 1 か月以内に)	・法人設立の届出(認可から 1 か月以内に)

※税関係の詳細については、併せて12ページIV-2も参照してください

IV 認可後の地縁団体の運営

1 認可地縁団体の性質を理解する

認可の有無にかかわらず、地縁による団体の原則は「住民の自発的意思に基づく任意団体」ですが、認可を受け、法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。 具体的には以下のような「権利能力」を有するとともに、「義務」が発生することを、団体の構成員全員が正しく理解しておく必要があります。

(1) 権利能力

登記	不動産をはじめとする資産について、団体名義での登記、管理が可能となります。
法律行為	地域的な共同活動の範囲内において、団体名義での契約をは じめとする法律行為の主体となることができます。

(2)義務

地方自治法の規定によ	①認可を受けて、市役所の監督下に置かれることはありませ
る運営の義務	ん。従来同様に、住民相互の自主的な活動が必要です。
	②正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。ま
	た構成員に対する不当な差別も禁止です。
	③特定の政党のために政治的な活動をすることはできませ
	λ_{\circ}
	④代表者が職務上与えた損害は賠償する責任を負います。
	⑤毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所への備え置きが
	義務付けられます。
	⑥構成員名簿を備置し、変更のつど更新が義務付けられま
	す。
	⑦年1回の通常総会の開催が義務付けられます。 など
納税の義務	法人として納税の義務を負います。(減免となる場合あり)
	⇒詳細は、以下の「2 認可地縁団体にかかる納税の義務」
	を参照
各種手続きの義務	規約の変更や、告示事項(代表者や事務所など)が変更にな
	った場合など、さまざまな手続きを行う義務があります。手
	続きによっては、それを怠った場合、過料に処せられる場合
	があります。

2 認可地縁団体にかかる納税の義務

認可地縁団体は、各種税関系の法令等に基づき、法人として納税の義務を負います。なお、一部の税について、収益事業(※)を行わない場合は、申請により減免となる場合があります。 ※収益事業とは・・・法人税法施行令第 5 条に規定する 34 業種(物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土木採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業)

※税に関する手続きの詳細については、それぞれ下記までお問い合わせください。

			収益事業を行わない	収益事業を行う	問い 合わ せ先
	登	録免許税	課税 (登記の際のみ)	課税 (登記の際のみ)	1
国	法人税		非課税	課税(法人所得に応じて)	2
税	消費税(地方消 費税を含む)			課税(年間売り上げが 1000 万円を超える場合のみ)	2
	法人府民税 (均等割)		課税(ただし毎年申請により減免措置あり)	課税 (減免措置なし。法人 所得が赤字でも課税)	3
	法人府民税 (法人税割)			課税(法人所得に応じて)	3
府	法	人事業税	非課税	課税	3
税	不動産	非収益事業 用(集会所 など)	課税(不動産を取得した1 回のみ。ただし申請により 減免措置あり)	課税(不動産を取得した1 回のみ。ただし申請により 減免措置あり)	3
	型 取得	収益事業用		課税(不動産を取得した1 回のみ)	3
	法人市民税 (均等割)		課税(ただし毎年申請により減免措置あり)	課税(減免措置なし。法人 所得が赤字でも課税)	4
	法人市民税 (法人税割)			課税(法人所得に応じて)	4
市税	固定資	非収益事業 用(集会所 など)	課税(ただし毎年申請により減免措置あり)	課税(ただし毎年申請により減免措置あり)	4
	産税	収益事業用		課税 (減免措置なし。法人 所得が赤字でも課税)	4

【問い合わせ先一覧】

①大阪法務局岸和田支局 岸和田市上野東 24番 10号

泉佐野市日根野 3683-1

2072-438-6501 **2**072-462-3471

②泉佐野税務署 ③泉南府税事務所

岸和田市野田町3丁目13-2

2072-439-3601

④泉佐野市役所税務課

泉佐野市市場東1丁目1番1号 2072-463-1212

V 認可地縁団体の各種変更に伴う手続き

1 規約の変更手続き

認可地縁団体の規約を変更するときは、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会で構成 員総数の3/4以上の同意がある場合に変更ができます。

ただし、総会で変更が済んでも、規約変更認可申請を行い<u>変更の認可を受けないと、規約の</u>変更は有効になりません。

手続きに必要なもの	手続き先など
①規約変更認可申請書	【いつまでに】変更後速やか
⇒51ページの様式を参照	K
②規約変更の内容及びその理由を記載した書類(様式	【だれが】代表者の方
任意)	【どこで、お問い合わせ先】
⇒詳細は、53ページの記載例を参照	泉佐野市役所 自治振興課
③規約変更の承認を受けたことが記載された総会議事	(22 072-463-1212)
録の写しで、議長及び議事録署名人の署名(又は記	
名)・押印があるもの ⇒詳細は、53ページの記載例	
を参照	
④変更後の新しい規約全文	

2 代表者の変更の手続き

(1) 代表者変更に伴う告示事項変更届出の手続き

認可地縁団体の代表者に変更があったときは、新代表者は告示事項変更届出の手続きを行い、市が告示を行います。<u>この変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に</u>記載されている代表者名は更新されません。

手続きに必要なもの	手続き先など
① 告示事項変更届出書	【いつまでに】
⇒詳細は、55ページ記入例を参照	変更後速やかに
② 代表者変更の承認を受けたことが記載された総会議	【だれが】
事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名(また	新代表者
は記名)・押印があるもの	【どこで、お問い合わせ先】
③ 地縁による団体の代表者の承諾書	泉佐野市役所 自治振興課
⇒詳細は、42ページの記載例を参照	(23 072-463-1212)
・新代表が署名してくだい。	
※日付けは新代表者就任日(変更日)になります。	

④ 代理人の有無

- ⇒詳細は、43ページの記載例を参照
- ・新代表者が署名又は記名してください。
- ・地方自治法第260条の8による代理人および、 第260条の10による特別代理人が選任されてい る場合は「有」を選択し、代理人の住所氏名を 記載してください。それ以外の場合は「無」を 選択してください。
- ⑤ 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の 有無 ⇒詳細は、44ページの記載例を参照
 - ・新代表者が署名又は記名してください。
 - ・裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無」を選択してください。

この告示の手続きが終わると、新しい代表者名が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは10ページのⅢ-2を参照してください。

(2) 旧代表者の印鑑登録廃止&新代表者の印鑑登録手続き

前述の代表者変更に伴う告示が終了したあと、必要に応じて以下の手続きを行います。

旧代表者名の法人印 の印鑑登録が	近いうちに新代表者の印 鑑登録証明書(※)が	必要な手続き
7647 2 10 ~ 1 . 7	不要である	旧代表者の廃止の手続き(以下の項目 A を参照)
登録されている	必要である	旧代表者の廃止と新代表者の登録の手続き(16ページの項目 B を参照)
登録されていない	不要である	手続き不要
(または廃止済みである)	必要である	新代表者の登録の手続き(9ページⅢ- 1-(1)を参照)

(※)「認可地縁団体の印鑑登録証明書」はこんな時に必要になります!

(例1) 不動産の登記手続き (変更登記、表示登記、保存登記など)

(例2) 認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など

【A:旧代表者の廃止のみ行う場合】

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示の写し(今回の代表者変更によるもの)	【いつまでに】
②認可地緣団体印鑑登録廃止申請書	(1) の手続き後、代表就任
⇒詳細は、49ページの様式を参照	日以降早めに
※旧代表者が記載・押印してください。	【だれが】
③認可地縁団体の印鑑(自治会・町内会の印鑑)	旧代表者の方(もしくは委任
④委任状(様式任意)	状を持った代理人)
(※旧代表者以外の方が手続きする場合のみ)	【どこで、お問い合わせ先】
⑤窓口にお見えになる方ご本人が確認できる身分証明書	泉佐野市役所 自治振興課
※運転免許証など写真付きのもの(写真付きのものを	(2 072-463-1212)
お持ちでない場合は、お手数ですが自治振興課まで	
お問合せください。	

【B:旧代表者の廃止と新代表者の登録を行う場合】

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示の写し(今回の代表者変更によるもの)	【いつまでに】
②認可地緣団体印鑑登録廃止申請書	(1) の手続き後、代表就任日
⇒詳細は、49ページの様式を参照	以降早めに
※旧代表者が記載・押印してください。	【だれが】
③認可地緣団体印鑑登録申請書	廃止の手続き:旧代表者(もし
⇒詳細は、45ページの様式を参照	くは委任状を持った代理人)
④認可地縁団体の印鑑(自治会・町内会の印鑑)	登録の手続き:新代表者(もし
⑤新代表者個人の登録印鑑(個人の登録実印)	くは委任状を持った代理人)
⑥新代表者個人の印鑑登録証明書(発行から3か月以	【どこで、お問い合わせ先】
内のもの) 1 通	泉佐野市役所 自治振興課
⑦窓口にお見えになる方ご本人が確認できる身分証明	(2072-463-1212)
書 ※運転免許証など写真付きのもの(写真付きのも	
のをお持ちでない場合は、お手数ですが 自治振興課 0	
までお問い合わせください。)	
⑧委任状(様式任意)	
(※廃止の手続きにおける旧代表者以外の方や、登録	
の手続きにおける新代表者以外の方が手続きする場合	
のみ)	

旧代表者の廃止と新代表者の登録手続きが終わると、新代表者名での認可地縁団体の印鑑登録証明書の発行が可能となります。印鑑登録証明書の交付の手続きは、9ページのⅢ-1-(2)を参照してください。

3 告示事項(代表者以外)の変更の手続き

認可地縁団体の告示事項(代表者以外の告示事項※)に変更が生じたときは、代表者は告示事項変更届出の手続きを行い、市が告示を行います。この変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されているそれらの変更事項は更新されません。なお、代表者変更と併せてその他の告示事項に変更がある場合は、1枚の告示事項変更届出書にまとめて提出で構いません。

※代表者以外の告示事項とは…①団体名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、 ⑤裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務執行者が選 任されている場合は、その氏名及び住所)、⑥代理人の有無、⑦規約に解散の事由を定めたとき はその事由、⑧認可年月日

手続きに必要なもの	手続き先など
①告示事項変更届出書	【いつまでに】変更後速やかに
⇒詳細は、55ページの記載例を参照	【だれが】代表者
②告示事項変更の承認を受けたことが記載された総会	【どこで、お問い合わせ先】
議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名(又は	泉佐野市役所 自治振興課
記名)・押印があるもの ⇒詳細は、52 ページの記載例 を参照(議案に代表者の変更を加える)	(2 072-463-1212)

この告示の手続きが終わると、変更事項が記載された新しい認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは、10ページのⅢ-2を参照してくだい。

4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が一定期間所有(及び占有)していた不動産であって、<u>登記名義人やその相続人の全て(または一部)の所在が知れない場合</u>、この手続きにより、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度です。

認可地縁団体が実質的に所有(及び占有)しているにもかかわらず、団体名義に変更しようとした不動産が、すでに亡くなった方の名義になっていて、その相続人の所在が不明であったりして、全ての所有者から名義変更の同意が得ることが困難な場合などに申請できます。

ただし、この特例制度は認可地縁団体が実質的に所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体からの申請によって可能とするものですが、あくまで不動産登記は対抗要件としての(所有していることを第三者に主張するための)公示制度です。制度申請による公告を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

(1) 事前準備(申請者)

- ・法務局で当該不動産等の登記事項証明書を取得して所有者を把握し、所在が判明している 所有者の方から名義変更の同意の取得などを行います。
- ・相続人が不明だったり、所在が不明な方を割り出します。

(2)総会の開催(申請者)

・規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。

※役員会や班長会等の省略された会議での議決は無効で、必ず総会での議決が必要です。

案件	総会に必要な書類
①団体名義に変更しようとする (保有する予定)資産の確定	保有(予定)資産目録
②団体名義に変更しようとする (保有する予定)資産の所有に至った経緯などの説明	・所在が判明している所有者の方から名義変更の 同意の取得状況 ・相続人が不明だったり、所在が不明な方につ いての状況報告

(3) 申請に必要な書類を準備する(申請者)

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書…1部 ⇒詳細は、58ページの記載例を参照
- ②特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書…1 部 ⇒大阪法務局岸和田支局(岸和田市上野東24番10号072-438-6501)で取得してください。
- ③認可地縁団体の認可申請時に提出した保有資産目録または保有予定資産目録…1 部 ※この資産目録に、今回名義変更しようとしている不動産が含まれていない場合には、資産目録の代わりに、18ページV—4—(2)の総会で議決を得た総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名と、押印があるもので代用可能です。
- ④申請者が代表者であることを証する書類…1部
- ※認可地縁団体の代表者としての届出がすでに済んでいる場合は、市で確認書類を保存しているので提出不要です。代表者が変更になっている場合は、14ページのV-2の代表者変更の手続きを先に行ってください。
- ⑤地方自治法第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる以下の書類 \cdots (A)、(B)、(C) すべて

証明する項		必要な書類			
E					
(A)	認可体	必	・当該不動産を実質的に所有又は占有している事実が記載された認可地		
	が当該	須	縁団体の事業報告書		

動産を実質的に10年以上を実践をし、10年以上を可能をできる。 では、10年のでは、1	用意できるものすべて	・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の公共料金の支払い領収書 ・当該不動産の閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本(法務局で取得可能) ・当該不動産の旧土地台帳の写し(") ・認可地縁団体が支払いをしている当該不動産の固定資産税の納税証明書(市役所税務課で取得可能) ・当該不動産の固定資産課税台帳の記載事項証明書(") (※上記資料の入手が困難な場合)		
		必 須	・入手が困難である理由を記載した書類	
		用でるのべ	・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に精通した方からの、認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有している旨の証言を記載した書類・認可地縁団体が当該不動産を実質的に所有・占有していることがわかる写真	
(B) 当該不動 産の表題部所有 者の登記名 権の登記名 を 人全員が認 地縁団体の構	れ	ず 地縁団体の構成員名簿との付け合わせを行った書類 (構成員名簿にれ がない方については、その理由を付記のこと)		
成 員 で あ る (又はであっ た)ことを証 明する文書		必須	・入手が困難である理由を記載した書類・当該不動産の隣地の登記名義人や当該不動産の地域実情に 精通した方からの、当該不動産の表題部所有者又は所有権の 登記名義人全員が認可地縁団体の構成員である(又はであった)旨の証言を記載した書類	
(C) 当該不動 産の登記関係 者の全員(又 は一部)の所 在が知れない ことを証明す る文書	いずれか	ない (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	義人が、登記記録上の住所に住民票及び住民票の除票が存在しを証明した書類(不在住証明書。登記記録上の市町村役場で取 義人の住所に宛てた配達証明付き郵便が不到着であった旨を証 類(郵便局) 動産の所在地についての実情に精通した方からの、登記名義人 不明である旨の証言を記載した書類 はいずれも登記名義人のうち少なくとも1人分で構わない。所	
			全員分は必要ない。)	

(4) 申請(申請者)

・申請書類がすべて揃ったら、泉佐野役所自治振興課に提出します。

(5) 審査(市役所)

・提出書類の確認及び要件の審査を実施します。

(6) 公告と異議申し出期間(市役所)

- ・市役所で、この特例制度による公告申請があった旨と、その不動産の所在地や名義人等の情報、 異議申し立ての方法などについて、3か月以上の期間、公告を行います。
- ・その期間中に、特例制度によって認可地縁団体に名義変更することに異議がある方は、市に異議申し出を行うことができます。
- ・異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可 地縁団体に全て通知されます。
- ・異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

異議申し出に必要なもの

① <u>申請不動産の登記移転等に係る異議</u> 申し出書

⇒59~62ページの様式を参照

- ② 当該不動産の登記事項証明書⇒法務局で取得できます。
- ③ 申し出する方の住民票の写し⇒お住いの市町村役場で取得できます。

異議申し出先など

【いつまでに】

公告期間中

【だれが】

当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の 登記名義人もしくはこれらの相続人又は当該 不動産の所有権を有することを疎明する方

【どこで、お問い合わせ先】

泉佐野市役所2階 自治振興課

(2072-463-1212 代表)

(7)情報提供証明の交付(市役所)

・公告期間中に異議申し出がなかった場合には、認可地縁団体名義で当該不動産の保存また は移転登記をすることについて、関係者の承諾があったものとみなし、それを証明する情報 提供書類を交付します。

(8) 不動産の登記(申請者)

- ・団体名義で登記する場合には、法務局(大阪法務局岸和田支局)での手続きが必要です。 登記に際しては、
- ・(7)で交付された情報提供書類
- ・認可地縁団体の印鑑登録証明書

- ・認可地縁団体の告示事項証明書
- ・固定資産評価証明書(登録免許税算出のため。市役所1階課税課で取得)
- ・そのほか、法務局が定める書類
- ・認可地縁団体の登録印鑑
- ・登録免許税 などが必要になります。

手続きの詳細については、下記までお問い合わせください。

大阪法務局岸和田支局 岸和田市上野東 24 番 10 号 2 072-438-6501

VI 認可の取り消しと解散

1 認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

①法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合
- ②不正な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産手続開始の決定
- ※その債務をその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者もしく は債権者の申し立てにより、または職権で、破産手続きの開始の決定をします。
- ③認可の取り消し
- ④総会で解散の決議があった場合
- ※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の3/4以上の同意で解散となります。
- ⑤構成員が欠乏し相当数に満たなくなった場合

これ以降については、<u>もっとも一般的な、④総会で解散の決議があった場合について解説</u>します。

それ以外の場合については、個別にご相談ください。

(1)総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

- ●解散することについての意思決定
- ●清算人の確認(もしくは選任)
 - ※基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。
- ●残余財産の帰属先の確認 (残余財産があると見込まれる場合のみ)
 - ※基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と市長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、市に帰属することになります。

(2)解散届出の手続き

総会での解散の議決後、解散届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地緣団体解散届出書	【いつまでに】決議後速やかに
⇒詳細は、63ページの記載例を参照	【だれが】清算人の方
②解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写	【どこで、お問い合わせ先】
しで、議長及び議事録署名人の署名(又は記名)・押印が あるもの	泉佐野市役所2階 自治振興課
w/2007	(全072-463-1212)

この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。告示事項証明書の交付手続きは、10ページのⅢ—2を参照してください。

(3) 解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの 詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問い合わせ先	収益事業なし	収益事業あり
泉佐野税務署		
泉佐野市日根野 3683-1	不要	・法人解散の届出
072-462-3471		
泉南府税事務所		
岸和田市野田町 3 丁目 13-2	・法人解散の届出	・法人解散の届出
072-439-3601		
泉佐野市役所 税務課		
泉佐野市市場東1丁目 1-1	・法人解散の届出	・法人解散の届出
072-463-1212		

(4)解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、<u>清算人就任日から2か月以内に、少なくとも3回の解散公告</u>を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、<u>公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付け</u>られています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

大阪官報販売所

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番14号 206-6443-2179

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず3回以上行わなければなりません。また、<u>すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません</u>。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

(5)団体の閉鎖(清算)の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも1回目の解散の公告(官報掲載)から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっていて短縮できません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余 財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

- ●決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告 し、承認を得ます。
- ●清算の終了の決議(これを清算結了といいます)を受けます。

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督 により行うこととなっています。不明な点がある場合は、以下にお問い合わせください。

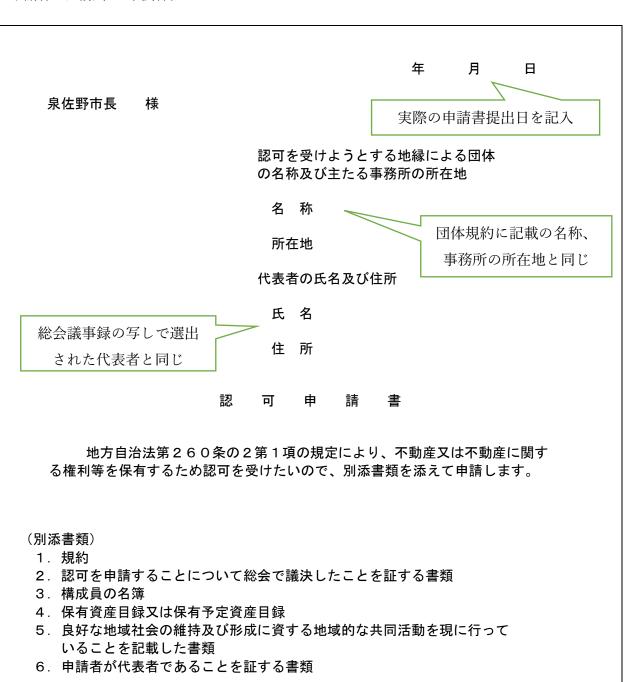
大阪地方裁判所 岸和田支部 岸和田市加守町 4 丁目 2 7 - 2 2072-441-2400

(6) 清算結了届出の手続き

総会での清算結了の議決後、その届出の手続きを行います

手続きに必要なもの	手続き先など
①認可地緣団体清算結了届出書	【いつまでに】決議後速やかに
⇒詳細は、64ページの記載例を参照	【だれが】清算人の方
②清算結了の承認を受けたことが記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名(又は記名)・押印があるもの	【どこで、お問い合わせ先】泉
	佐野市役所 自治振興課
	(☎ 072−463−1212)

これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。



認可地縁団体 規約例と作成上の留意事項

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。(地方自治法第26 2条の2第3項)

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

これ以外の事項に関しては、必ずしもこの規約例の通りにしなければならないというきまりはありません。各地縁団体の実情に合わせて適宜調整をしてください。

規約例	留意点
○○自治会(町会)規約	①「規約」でなくても「会則」、「規則」等、どのような
	表現でも差し支えありません。
第1章 総則	
(目的)	
第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活	①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域
動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形	的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が
成に資することを目的とする。	必要です。
(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡	②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とす
(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備	るような記載は認められません。
(3) 集会施設の維持管理	③この目的の範囲内において団体は権利義務を有
(4) 0000	することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に
(5) 0000	記載してください。
(名称) 第2条 本会は、○○○会と称する。	
	①地方自治法上では名称についての制限はありま
	せん。したがって、「○自治会「○町会」といった名称
	でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の
	使用制限がある場合は、これに従ってください。
	(例)商工会でないものが「商工会」という名称を用
(区域)	いることはできません。
第3条 本会の区域は、泉佐野市○○町△番□ 号から×番□□号までの区域とする。	①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等による区域の

(事務所)

第4条 本会の事務所は、泉佐野市○○町△番 ×号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所 を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

表示も他の住民にとって当該団体の区域が客観的 に一義的なものとして認識できるものであれば可能 です。

- ①「事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。
- ②事務所の所在地については、別段制限がありませんが、集会施設の所在地あるいは代表者の住所と するのが一般的です。
- ③具体的な地番で定めることの他「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。
- ①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうる ことを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による 制限はできません。
- ②区域外の者は、会員になれません。
- ③団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。
- ④区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。
- ①会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要になります。
- ②賛助会員を予定している場合は第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない」と規定することが適当です。

(入会)第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○ に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より○○に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章役員

(役員の種別及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人(役員の選任)

(役員の選任)

第 10 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

(役職の兼務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。なお、認可申請時点での構成員名簿に掲載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解されます。

②第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。

①本人の退会の意思が確認できるものである必要 があります。

②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を 定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすること が必要と考えられます。

①必ず会長を1人置く事が必要です。

②第 11 条第 2 項の関連で、副会長を置く事を強く推奨します。

③その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称 で定めても差し支えありません。

④監事は1人又は複数人置くことが適当です。

①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという中立的な立場を保持するために役職上避けることがこのましいです。

①法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属 しますので、会長が事故等により代表権を行使えな

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると 認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後において も、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わ なければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会 の2種とする。

(総会の構成)

第14条総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項を議決する。

くなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

②会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保上問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。②役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。

①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について 議決できます。なお、規約の改正等法律により総会

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後○ か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる 事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から 開催の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第17条総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○ 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び その内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の ○日前までに文書をもって通知しなければならな い。

- の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。
- ②総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。
 - ア事業計画の決定
 - イ事業報告の承認
 - ウ予算の決定
 - エ決算の承認
- ①総会は、地方自治法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。 ②地方自治法 260 条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。
- ③年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないと支出行為ができないので、第 33 条第 2 項のように規定しておくことが適当です。

- ①5分の1の数は、規約によって増減することは可能 ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことと ならないよう留意する必要があります。
- ①総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

(総会の議長)

第18条 総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるものの ほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同 数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権 を有する。

- ①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。
- ②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。
- ①総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。第 21 条で表決権を世帯で1票としている場合には、「会員」の表記を「表決権を有する会員」といった表記にすることも考えられます。(以下第 16、20、36、37,38 条に同じ)
- ②定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。
- ①定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。
- ②議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。
- ③「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項 について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成 を要することとするような定めをおくことです。
- ④「可否同数のときは、議長の決するところによる。」 とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使す るほかに、議長としての表決権も行使することができ るという意味です。
- ①表決権は、会員1人1票を原則とします。②未成年 の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定に より法定代理人の同意を要することになります。した

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、 会員の表決権は、(例1)会員の所属する世帯の会 員数分の1とする。(例2)会員の所属する世帯につ き1筒とする。

(1)

 $(2) \times \times \times$

がって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

①この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。

②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。

③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られるのが一般的です。

一般的には、規約変更、財産処分、解散の議決、代 表者や監事の選任などに同項を適用することは、好 ましくありません。

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席 できない会員は、あらかじめ通知された事項につ いて書面をもって表決し、又は他の会員を代理人 として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審査事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名認の選任に関する事項

①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。

①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名(または記名)押印しなければならない。

②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を 度々招集することは実際には極めて困難であること から、役員会において実務上の執行に関する事項等 を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執 行方針を決定する役員会に参画しないことが適当で す。

第25条役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行 に関する事項

第26条役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目 的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと も○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)第31条本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が 総会において議決されていない場合には、会長は、 総会において予算が議決される日までの間は、前年 「財産目録」は法第 260 条の4に基づき設立時及 び毎年(年度)初3か月以内に作成することとなって います。

①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。

①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が 担当します。

①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しない

度の予算を基準として収入支出をすることができる。

と定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

(事業報告及び決算)

第34条本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)第 35 条 本会の会計年度は、毎年 ○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更)

第36条この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、泉佐野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第260条の20の規 定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

①会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

- ①規約の変更は、法第 260 条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。
- ②議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。
- ③規約の変更については、法第 260 条の3第2項 の規定により、市長の認可を受けなければその効力 を生じません。

①解散事由は次のとおり

- ア 解散
- イ 認可の取り消し
- ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の 決議
- エ 会員(構成員)の欠亡
- ②ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。

③ウについては、総会の専権事項であり、議決定数 の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

① 法第 260 条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体または類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

② 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の議決と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

①規約施行上の細則等定めることについては、会 長、又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必 要です。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰 金支給規定、旅費規定等が考えられます。

①認可後に認可年月日を記入します。

附則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。	②なお、「泉佐野市長の認可の日から施行する。」と 規定しても差し支えありません。
2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、 第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるとこ ろによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規 定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月 〇日までとする。	①年度途中途に設立認可を予定する場合は、この 規定が必要です。 ①上記に同じ

○○年度○○○町内会総会議事録 記載例

1. 日時	○○年 ○○月 ○○日	○○時○○分	~ ○○時○○分	
2. 場所	○○○町内会集会所			
3. 現在の会員数	〇〇〇名			
4. 出席者	○○○名(うち委任場	代提出者 ○○名)		
5. 欠席者	○○名			
○○○町内会	会規約第 条の規定に基づき、会員数	○○名のうち○○名の	出席及び委任状提出	により総会が
成立する旨司会	のより報告があり、時開会された。			
	町内会長のあいさつにつづき、町内	会規約第条の	規定に基づき、議長と	<u> </u>
して 出された。	が選出され、町内会規約第	条の規定に基づき、	議事録署名人にと	の2名が選
6.総会に付議した	上 事項			
(1)第1号議案	地方自治法に規定する地縁	による団体の認可申請	について	
(2)第2号議案	§ 000について			
•				
•				
7. 議事の審議経過	<u> </u>			
(1)第1号議案				
	内会に法人格を持たせるため、地縁に 案)、会員、代表者、所有する不動産 ^液			
① 〇 〇		まこに りいて 協議の 船 ラ 象による団体の認可申請		.のりり伏した
_	りを、認可地縁団体の認可日より施		H C 11 70	
_	内会則に定める区域内に住居を有す		会に入会した者とする。	0
	有の不動産は ○○番地の集会所及で			-
目録のとおり))とする。			
(2) 第2号議案	₹			
•				
•				
以上で総会の全日	¹ 程を終了し、議長が閉会を宣言した	••		
○○年度○(○町内会総会の議事として作成し、署	署名(又は記名)押印する	3 .	
年	月 日			
		議 長 議事録署名人		(F) (F)

議事録署名人

EI

○○ 町会構成員名簿 構成員(会員)総数 ○○○名 日現在 年 月 番 名 番 住 所 氏 住 所 氏 名 号 号 00 00 1泉佐野市市場東 1-1-1 2泉佐野市市場東 1-1-2 3 泉佐野市市場東 1-1-3 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 4泉佐野市市場東 1-1-4 $\triangle \triangle \diamondsuit \diamondsuit$ 5泉佐野市市場西 1-1-2 6泉佐野市市場西 1-1-3 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

名簿搭載者数 人 (累計 人)

19

20

保有資産目録

町会 <u>令和</u> 年 月 日現在

1. 不動産

(1) 所有権を有する不動産 ア 建物 実際の申請書提出日かそれ以前を記入

名	称	延	床	面	積	所 在 地
	•				•	

イ 土地

地	目	面	積	所 在 地

2. 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権	原	不動産の種類	所 在 地

(2)地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量	

保有予定資産目録

実際の申請書提出日かそれ以前の日付を記入

町会 令和 年 月 日

1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2. 不動産に関する権利等

資産の種類	権限	権限取得の予定時期

記載例

地縁による団体の代表者の承諾書

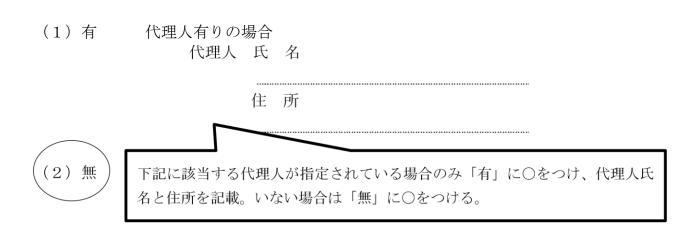
地縁による団体の名称	000町会
地縁による団体の事務所の所	在地 泉佐野市〇〇1丁目2番地3号
私は、上記の地縁による団体	体の代表者となることを承諾いたしました。
	(認可申請の場合) 実際の申請書提出日かそれ以前の日付を記入 (代表者変更の場合) 新代表者の就任日(変更日) の日付を記入
年 月	
	住 所
	氏 名
代表者(新代表	者)の署名

代理人の有無

地縁による団体の名称

○○○町会
代表者名
00 00

1 代理人の有無



※ 「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考:地方自治法

- 第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定のための代理を他人に委任することができる。
- 第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称
〇〇〇自治会
代表者名
00.00

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
 - (1) 有
 - (2) 無下記注釈に該当する裁判所からの執行停止処分がなされている場合のみ「有」に ○をつけそれ以外は「無」に○をつける。
- 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無
 - (1) 有 職務代行者選任有りの場合職務代行者 氏名

住所

(2) 無

下記注釈に該当する裁判所から職務代行者選任処分がなされている場合のみ「有」に○をつけ職務代行者の氏名と住所を記載、それ以外は「無」に○をつける。

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務執行代行者選任は、裁判所において民事保全 法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分で す。

該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

登録しようとする	認可地縁団体の名 称			
認可地緣団体印鑑	認可地縁団体の			
	主たる事務所			
	の 所 在 地			
	(登録資格)	()
	代表者等の氏名			印
	代表者等の	年		日
	生 年 月 日	+	· Д	Н
	代表者等の住所			
上記のとおり認可地縁回	体印鑑の登録を申請し			
申請者□本				
	、 氏名			
,,				

- 証明書を添付してください。
- 4 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

3 代表者等の氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録

登録番号 第	号			
立 郊田 ケーカ	~ 			
印影	登録年月日	年	月	日
	代表者等の氏名			
	代表者等の生年月 日	年	月	日
	代表者等の住所			
	登録資格			
	認可地縁団体の名称 認可地縁団体の 主たる事務所			
	の 所 在 地 認可地縁団体の			
	認可年月日	年	月	日
	廃 止 年 月 日	年	月	日
	廃 止 理 由			

泉佐野市長 様				年	月
登録されている	認可地緣団体の	か			
認可地緣団体印鑑	認可地緣団体の				
	主たる事務所の所在は				
	(登録資格)	()
	代表者等の氏々				
	代表者等 <i>0</i> 生年月日		年	月	日
	代表者等の住	新			
上記のとおり認可地縁団	体印鑑登録証明書	枚の交付	を申請し	します。	
申請者 □ 本 人	住所				
□ 代理人	氏名				

- 2 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人の いずれかを記載してください。

認 可 地 縁	団体印鑑登録証	明 書			
印影	認可地縁団体の 名 称				
	認可地縁団体の				
	主たる事務所の所を地				
	(登録資格)	()
	代表者等の氏名				
	代表者等の生年月日		年	月	日
この写しは、登録された印影に	て相造かいこ レ お証明] 生 示			
こりかしな、豆」外ですりに円がかり	- 11月度は (・ こ で 皿 7)				
	年	月 日			
	泉佐野市長				印

泉佐野市長 様	年 月 日
廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称 認可地縁団体の 主たる事務所 の 所 在 地
	(登録資格) 代表者等の氏名 ()) 印
	代表者等の 生年月日 年月日
	代表者等の住所
上記のとおり認可地線	対団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。
申請者 □ 本 □ 代理	
面が必要です。 登録している認可地縁団体に おいて登録されている個人のほ	はしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する。 日鑑を亡失された場合は、代表者等の氏名の次には、当市日鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。 日鑑を押のし、印鑑登録証明書を添付してください。 日表者、職務代表者、仮代表者、特別代理人または清算人の

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

住所

請求者

氏 名

認可地縁団体告示事項の証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第 21条第1項の規定により、下記の認可地縁団体の告示事項証明 書の交付を請求します。

記

地縁による 名称	の団体の			
地縁による 主たる事務 所在地				
提出先		使用目的	件数	

令和 年 月 日

泉佐野市長様

地縁による団体の名称及び 主たる事務所の所在地 名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類 を添えて申請します。

(別添書類)

- 1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及びその理由(記載例)

第4条 本団体の事務所を、「○○○○」から、「○○○△□○○」に変更する。【理由】○○○○のため

第9条第1項の末尾に「○○のため○○○○」を加える。

【理由】○△□により、○○の○○○の規定を設ける必要が生じたため

第11条に以下の第2項、第3項を加える。

「2 ○○□は、○△から選出する。

1 ○○の○○○○は△○□とする。」

【理由】△□により、従来から実施している○○○○○を明文化したため

•

•

•

○○年度○○○町内会総会議事録 記載例 (規約変更の場合)

1. 日時	○○年○○月○○日	○○時○)○分~ ○○時○○分	
2. 場所	○○○町内会館			
3. 現在の会員数	〇〇〇名			
4. 出席者	○○○名(うち)	委任状提出者 〇	○名)	
5. 欠席者	○○名			
		にた。 して	席及び委任状提出により総 が選出され、規約第 の2名が選出された。	
6. 総会に付議し	た事項			
(1) 第1号議案	認可地縁団体の規約変	変更について		
(2) 第2号議案	000について			
•				
•				
7. 議事の審議経	過			
(1) 第1号議案	1			
]体の以下の規約変更について			決した。
・第4条 本団体	本の事務所を、「○○○○○」	から、「〇〇〇△	□○○○」に変更する。	
	の末尾に「〇〇のため〇〇〇			
	下の第2項、第3項を加える	0		
	は、○△から選出する。			
3 0000	○○○は△○□とする。」			
•				
(2) 第2号議案	4			
(乙) 粉乙勺哦条	ŧ			
以上で総会の全日	星を終了し、議長が閉会を宣	言した。		
	町内会総会の議事として作成 月 日	し、署名(又は訂	2名)押印する。	
		議長		
		議事録署名人		
		議事録署名人		(II)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

地縁による団体の名称及び 主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1. 変更があった事項及びその内容
- 2. 変更の年月日令和 年 月 日
- 3. 変更の理由

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

地縁による団体の名称及び 主たる事務所の所在地

認可された正式な名称

名 称 〇〇〇町会

所在地 泉佐野市〇〇〇一〇〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 佐野 太郎

住 所 泉佐野市〇〇〇

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

 変更があった事項及びその内容 代表者に関する事項 代表者 佐野 太郎 住 所 泉佐野市△△△ 地縁団体台帳に記載し変 更があった旨を市役所前 掲示板に告示しますで、 正確にご記入ください。

- 2. 変更の年月日 **令和〇年〇月〇日**
- 3. 変更の理由 代表者の任期満了による交代

年 月 日

泉佐野市長 様

認可地緣団体甲

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 住 所

認可地緣団体乙

合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称 所在地

代表者の氏名及び住所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、 下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体 (以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項
 - ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地名名 称所在地
 - ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所 氏 名は 面
 - ・合併により消滅する認可地縁団体の名称 名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと を目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資 する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証す る書類

年 月 日

泉佐野市長 様

認可地緣団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所 認可地緣団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続 が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと 並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定 によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその 債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと 又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類 泉佐野市長 様

令和 年 月 日

認可地縁団体の名称および主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

特例制度による申請を行う不動産について記入

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 〇申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項
 - 建物

名	称	延	床	面	積	所	在	地	
• 十 协		•							

・土地

地	目	面	積	所	在	地

- 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名又は名称

所

法務局で取得した登記事項証明書をもとに、申請不動産の登記簿の表題部

所有者または所有権の登記名義人の情報を記入。書ききれない場合は別紙

(別添書類)

住

参照とすることが可能

- 1. 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2. 保有資産の目録又は保有予定資産目録等
- 3. 申請者が代表者であることを証する書類
- 4. 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

泉佐野市長 様				令和	年	月	日
			異議を	述べる者の [.]	住所		
			氏(4			
			所在₺	t			
申請	青不動産の登記	移転等に係	系る異議申	出書			
地方自治法第260条の46貸 地縁団体が申請不動産の所有権の 旨、申し出ます。			•		-	—	
1 公告に関する事項	Ē	12					
(1) 申請を行った認可地 (2) 申請不動産に関する ・建物							
名 称	延床	面	積	所	在	地	
- 土地							
地目	面	積		所	在	地	
・表題部所有者又は所有 氏名又は名称 住 所 (3)公告の期間 2 異議を述べる登記関係者 申請不動産の表題部所 申請不動産の表題部所 申請不動産の表題部所 申請不動産の所有権を 3 異議の内容(異議を述べ (別添書類)	等の別 f有者又は所有 f有者又は所有 f有することを る理由等)	権の登記	名義人 名義人の				
□ 住民票の写し □ その他市町村長の認める (注)この異議申し出書に記載 ため認可地縁団体に通知る	s書類(成された事項に [*]	ついては、	その後の	当事者間で	の協議	等を円滑) にする

第 号

何年何月何日

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

何市(町)(村)長

公告結果 (承諾) の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

- 1 公告に関する事項
 - (1) 申請を行った認可地縁団体の名称

- (2) 申請不動産に関する事項
 - ・建物

* PI	.1.1.	~	<i>V</i> C	ш ТЯ		121	114	711	
・土地									
地	目	面		積		所	在	地	

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間
- 2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

 第
 号

 年
 月

 日

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

泉佐野市長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

- 1 公告に関する事項
 - (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
 - (2) 申請不動産に関する事項
 - 建物

名	称	延り	末 面 積	所	在	地	
• ±	:地						
1	t	面	積	所	在	地	

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間
- 2 異議の内容等
 - (1) 異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

- (2) 異議を述べた年月日
- (3) 異議を述べた理由等

年 月 日

泉佐野市長 様

認可地縁団体甲 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所 認可地縁団体乙 合併しようとする認可地縁団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地

代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、 同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと 並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定 によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその 債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと 又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

泉佐野市長 様 実際の届け出日を記入

年 月

H

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

住 所

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名_____

団体認証を一番最初に受けた ときの日付と告示番号を記入

可地緣団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日(告示第号)付で認可を受 けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届 け出ます。

記

規約と同じ内容を記入

所

- 団体の名称 ○○○自治会
 - 区域 ○○○1丁目から4丁目までの全域
- 主たる事務所の所在地 泉佐野市○○○1丁目2番3号 3

4 清算人の氏名及び住

選任された清算人の氏名及び 住所を記入

氏名 泉佐野 太郎

泉佐野市○○○3丁目4番5号 住所

解散事由(地方自治法第260条の20に規定のいずれか)

総会の決議による▼

地方自治法第260条の20に規定のいずれかの

事由を記入

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

清算人の氏名及び住所氏名

認可地緣団体清算結了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が結了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

清算の内容を記入。書ききれない場合は、添付する「議事録の写しを参照」等で可

2 清算結了年月日

実際に総会で清算結了の決議を受けた日を記入

参考法令 地方自治法及び地方自治法施行規則(認可地縁団体に関すること)抜粋

※囲み部分・・・地方自治法

それ以外・・・(特に記載がない場合は) 地方自治法施行規則

第260条の2

- (1)町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された 団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため 市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を 負う。
- (2)前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び 形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認めら れること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数 の者が現に構成員となっていること。
- 四 規約を定めていること。

第18条

- (1)地方自治法第260条の2第2項 に規定する申請は、同条第1項 に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下この号において「不動産等」という。) を保有している団体にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定してい る団体にあっては保有予定資産目録
- 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持 及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 六 申請者が代表者であることを証する書類

- 七 特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律 第50号)第42条第2項に規定する特例民法 法人をいう。以下同じ。)が地方自治法第26 0条の2第1項に規定する認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。以下 同じ。)に移行する場合には、租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)第44条の 2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
- 八 特定一般社団法人又は特定一般財団法人(地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第41条第3項 に規定する特定一般社団法人又は同項 に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。)が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令 (昭和25年政令第245号) 附則第23条第7項 に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類(2)前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。(省略)
- (3) 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
- 二名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- (4)第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- (5) 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第 1項の認可をしなければならない。
- (6)第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部と することを意味するものと解釈してはならない。
- (7)第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- (8)認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (9) 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- (10) 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

第19条

- (1)地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。
- 一 地方自治法第260条の2第1項 の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ区域
 - ニ主たる事務所

ホ代表者の氏名及び住所

- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者 が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ認可年月日

ヌ前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その 事由

ル前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人(以下「特例民法法人等」という。)から承継した財産の種類及び数量

- 二 解散した場合(破産による場合を除く。)
- イ名称
- 口 区域
- ハ主たる事務所
- ニ清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- へ 解散年月日
- 三 清算結了の場合
- イ 名称
- 口 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算結了年月日

四 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項 の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があった場合イ 告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

(2)前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

(11)認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

第20条

- (1)地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
- (2)前項の場合において、特例民法法人等から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法法人等の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。
- (3)第1項の届出書の様式は、別記のとおりとする。(省略)

(12)何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

第21条

- (1)地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。
- (2)市町村長は、第19条(第1項第1号ルを除く。)に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
- (3)前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。(省略)
 - (13) 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
 - (14) 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

(15) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第4条 及び第78条 の規定は、認可地縁団体に準用する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

第4条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第78条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた 損害を賠償する責任を負う。

(16)認可地縁団体は、法人税法 (昭和40年法律第34号) その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号 に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条 の規定を適用する場合には同条第4項 中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第3項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び」とする。

(17)認可地縁団体は、消費税法 (昭和63年法律第108号) その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3

- (1)認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (2)前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第22条

- (1)地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。
- (2)前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。(省略)

第260条の4

(1)認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録 を作成しなければならない。 (2)認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5

認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体 を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければな らない。

第260条の7

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の 行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14

- (1)認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- (2)総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。

ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18

- (1)認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。
- (2)認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- (3)前2項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を 有しない。

第260条の20

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続き開始の決定
- 三 認可の取り消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたとき

第260条の21

認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22

- (1)認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- (2)前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその 清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選 任したときは、この限りでない。

第260条の25

前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27

- (1)認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。
- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し
- (2) 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行
- 為をすることができる。

第260条の28

- (1)認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2か月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。 この場合において、その期間は、2か月を下ることができない。
- (2)前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- (3)認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- (4) 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29

前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権 利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30

- (1)清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
- (2)清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- (3)前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(4) 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31

- (1)解散した認可地縁団体の財産は、破産開始の決定予及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。
- (2) 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- (3)前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32

- (1)認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- (2)裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33

認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第260条の37

- (1)裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
 - (2)前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

- (1) 認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者(不動産登記法(平成26年法律第123号)第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの(当該認可地縁団体によって、十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人またはこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部または一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。
- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者または所有件の登記名義人すべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

第22条の2の5

- (1)地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。
- 一 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の 登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定するについて総会で議決したことを証する書類
- 三申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- (2)前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
- (2)市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者または当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下ってはならない。

第22条の3

- (1)地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人または申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者」という。)である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- (2)前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書で申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- (3)前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。
- (3)前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。
- (4) 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

第22条の4

- (1)地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- (2)前項の書面の様式は、別記のとおりとする。
 - (5)第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第22条の5

- (1)地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。
- (2)前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の47

- (1)不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。
- (2)動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された 認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団 体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請する ことができる。

第260条の48

次の各号のいずれかに該当する場合においては、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法 (平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立 てを怠ったとき。 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。